

「白石市ツキノワグマ対策 誘引木緊急伐採事業」よくあるお問い合わせ

<1.制度の概要>

Q1-1 どのような事業なのか

(答)

今年の秋は、クマが全国各地で大量出没し、過去最悪の人身被害を起こしています。市内でもクマの痕跡や出没、捕獲頭数が過去最多となり、市民生活にさまざまな被害や影響が懸念されています。

市では、市民の安全・安心な暮らしを守るため、クマを誘引するおそれが高く、緊急に除去する必要がある「柿」と「栗」の木の所有者に対し、希望があれば個人負担なしで伐採する事業を、クマの痕跡や出没、捕獲頭数の実績などが多い地区(自治会)に限定して実施します。

Q1-2 市民への周知方法は

(答)

対象自治会に対し、「お知らせチラシ」と「申請書」を広報しろいし1月号と一緒に全戸配布しています。

対象自治会が拡大した際は、個別に該当自治会あて「お知らせチラシ」等を配布しています。

Q1-3 費用負担はあるのか

(答)

ありません。

ただし、伐採のみで伐根や伐採木の搬出・処分は行いません。

<2. 対象>

Q2-1 対象となる自治会は(第1回:受付期間1月6~1月20日)

(答)

越河地区：越河1、越河8、越河10

斎川地区：斎川1、斎川5、斎川7-1

大平地区：大平1、大平4

福岡地区：滝上、下原、芹沢、大網、西区上、南区、北区、三住、蔵王、不忘、川原子

小原地区：上戸沢、下戸沢、冷清水、塩倉、中北、新町、赤坂

※対象となる誘引木は、上記の地区内に所在する柿と栗の木です。

Q2-2 対象となる自治会は(第2回:受付期間1月21日～2月10日)

(答)

越河地区：越河2、越河3、越河4、越河5、越河6、越河7、越河9

斎川地区：斎川2、斎川3、斎川4-1、斎川4-2、斎川6、斎川7-2、斎川8

大平地区：大平2、大平3-1、大平3-2、大平5、大平6、大平7、大平8、城南の丘

福岡地区：岩ノ上、滝下、尾篠、上原、鎌先、山ノ下、沖、山根、八宮、弥治郎、西区下、東区

小原地区：赤井畠、大熊、東、猿鼻、湯元、明戸、小久保平

※対象となる誘引木は、上記の地区内に所在する柿と栗の木です。

Q2-3 対象者は

(答)

伐採を希望する樹木の所有者です。

なお、伐採した樹木に関して紛争が発生した場合は、自己の責任において解決してください。

Q2-4 対象となる樹木の種類は

(答)

「柿」と「栗」の木です。

Q2-5 伐採できる本数は

(答)

一世帯 2本までです。

Q2-6 伐採本数は「一世帯2本まで」とあるが、申請書には3本目を記入する欄があり、3本目も伐採してもらえるのか

(答)

伐採本数は一世帯2本までですが、全体の申請状況によって(例えば、申請本数が想定より少なかった場合など)は対象となる場合があります。

なお、3本目の伐採可否は、現場確認の際にお伝えします。

Q2-7 樹木の種類(柿・栗)以外に、伐採条件や注意事項等はありますか

(答)

●伐採条件

- (1) 半径約200m以内に住家がある樹木を対象とします。
- (2) 対象樹木の立地場所などによって、伐採できない場合があります。
- (3) 農地の保全を目的とした伐採は対象外です。
- (4) 生産・出荷を目的とした果樹は対象外です。
- (5) 伐採前の現地確認の際、対象木にマークを付けますので立ち合いをお願いします。
- (6) 伐採は委託事業者が実施します。
- (7) 伐採日は指定できません。
- (8) 樹木は根元から伐採します。
- (9) 伐根や伐採後の実の処分、伐採木の処分は行いません。
- (10) 伐採後の土地に新たな誘引木を植えないでください。
- (11) 伐採後、再成長しないように維持管理をお願いします。

●注意事項

- (1) 伐採を申請できる樹木は自己所有物のみです。
- (2) 伐採した樹木に関して紛争が発生した場合は、自己の責任において解決してください。
- (3) 対象樹木の立地場所などによって、伐採できない場合があります。

<3.申請手続き>

Q3-1 申請の受付期間は

(答)

第1回の対象自治会は、令和8年1月6日（火）から1月20日（火）までです。

第2回の対象自治会は、令和8年1月21日（水）から2月10日（火）までです。

Q3-2 申請書の提出方法は

(答)

農林課（白石市農林振興センター内）の窓口に提出していただくか、農林課の住所（下記）
あてに郵送してください。

【宛先】〒989-0232 白石市福岡長袋字陣場が丘12-13
白石市市民経済部農林課 あて

※提出期限：第1回は令和8年1月20日（火）
第2回は令和8年2月10日（火）

Q3-3 電話や電子メール、ファクシミリで申請を受付け可能か

(答)

電話や電子メール、ファクシミリでの受付けは行っていません。

Q3-4 申請書はどこで配布しているのか

(答)

申請書は、第1回分は対象自治会に対し、広報しろいし1月号と一緒に全戸配布しています。第2回分は、個別に該当自治会あてに全戸配布しています。

農林課でも用紙を配布しています。

また、市ホームページから申請書をダウンロードできます(お知らせチラシに二次元コードを掲載しています)。

Q3-5 申請書は手書きで記入なのか

(答)

申請いただく樹木は個人の財産です。その伐採に関し、本申請書は同意書も兼ねていますので、申請者(所有者)の意思確認の意味もあることから、特に「氏名」欄は手書きで記入してください。

※本申請書は押印不要ですので、特に「氏名」欄は手書きで記入してください。

Q3-6 電話番号の欄には、固定電話・携帯電話、いずれの番号を記入すればよいか

(答)

現地確認の日程の連絡や、伐採時の緊急連絡先として使用しますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

<4.スケジュール・伐採>

Q4-1 伐採まで、どのようなスケジュールで進むのか

(答)

申請書を提出していただいた後、伐採前の現地確認を実施してから伐採する流れになります。

Q4-2 伐採前の現地確認の日程は、どのように連絡があるのか

(答)

農林課職員が固定電話(0224-22-1253)から、申請書に記入していただいた電話番号にご連絡します。

Q4-3 現地確認はいつ頃になるか

(答)

1月下旬から3月中旬にかけて実施する予定ですが、申請件数などにより日程は前後する場合があります。

なお、現地確認の順番は、申請書の受付順ではありませんので、ご了承ください。

Q4-4 現地確認では何をするのか

(答)

伐採する木の位置や、伐採にあたり障がいになる物の有無などを確認します。
また、伐採木にテープ（ピンクテープを巻き付けます）を行いますので、必ず立ち合いをお願いします。

Q4-5 現地確認は、必ず立ち合いが必要なのか

(答)

伐採を希望する樹木を確認するので、必ず立ち合いをお願いします。
本人の立ち合いが困難な場合は、代理人を立てていただいて構いませんが、伐採希望の樹木に相違がないようにしてください。

Q4-6 伐採する日は指定（希望）できるのか

(答)

指定（希望）できません。
現地確認の際、目安としておおよその日程（2週間くらいの期間（例：2月10日～24日など））はお示しする予定ですが、伐採の進捗状況により前後する可能性があります。
また、伐採の順番は、申請書の受付順ではありませんのでご了承ください。
効率的かつ短期間で伐採事業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q4-7 伐採した木は処分してくれるのか

(答)

処分しません。
伐採のみで、伐採した木の搬出・処分は行いません。

Q4-8 伐採した木を玉切りにし、その場に残置するとあるが、どの程度の長さに切断するのか

(答)

枝を切り落とし、幹をおおよそ1～2mくらいの長さに切断して、その場に残置します。

Q4-9 だれが伐採するのか

(答)

市が委託した伐採事業者が実施します。

<5.個人で伐採した誘引木に対する補助金：(仮称)誘引木緊急伐採事業費補助金>

Q5-1 すでに個人で伐採した場合、補助金などはあるのか

(答)

1月下旬に創設予定です。

Q5-2 補助対象者は

(答)

所有する柿や栗の木を、伐採事業者等に委託し、伐採した方が対象となります。

※詳細は1月下旬に決定します。

Q5-3 市が誘引木を伐採する事業(白石市ツキノワグマ対策誘引木緊急伐採事業)に申請したが、重複して補助金にも申請できるのか

(答)

できません。

しかし、市が誘引木を伐採する事業において、上限未満の申請本数であれば可能な場合もあります。

<例>市の伐採事業での申請本数:1本 → 補助金でも1本申請可能

※詳しくは、農林課あてお問い合わせください。

Q5-4 対象となる地区(自治会)は

(答)

越河地区、斎川地区、大平地区、福岡地区、小原地区が対象です。(5つの地区内の自治会は全て対象です。)

この5つの地区内に所在する「柿」と「栗」の木が対象となります。

Q5-5 補助対象経費は

(答)

伐採費用のみが対象です。

伐根、伐採木等の処分に係る費用は対象外です。

また、伐採事業者等に委託して伐採した場合に限ります(自ら伐採した場合は対象外)。

※詳細は1月下旬に決定します。

Q5-6 申請にあたり、条件や注意事項は

(答)

下記を予定しています。

●条件

- (1) 対象樹木は「柿」と「栗」です。
- (2) 対象本数は、一世帯2本までです。
- (3) ツキノワグマ出没が増加した10月以降(10月1日以降)に伐採したものを見るとします。
- (4) 半径約200m以内に住家がある樹木を対象とします。
- (5) 農地の保全を目的とした伐採は対象外です。
- (6) 生産・出荷を目的とした果樹は対象外です。
- (7) 樹木は根元から伐採したものに限ります。
- (8) 伐採後の土地に新たな誘引木を植えないでください。
- (9) 伐採後、再成長しないように維持管理をお願いします。

●注意事項

- (1) 伐採を申請できる樹木は自己所有物のみです。

※詳細は1月下旬に決定いたします。

Q5-7 補助金の額は

(答)

伐採にかかる費用のみで、それ以外の伐根や伐採した木の搬出・処分にかかる費用は対象外です。

※詳細は1月下旬に決定します。

Q5-8 いつから申請できるのか

(答)

2月上旬から申請受付を開始する予定です。

Q5-9 周知方法は

(答)

1月29日(木)に配布する広報しろいし2月号で、対象地区に回覧でお知らせします。
また、ホームページでもお知らせします。

Q5-10 伐採事業者に支払った金額をすべて補助してくれるのか

(答)

伐採費用のみが対象で、伐採費用以外は補助対象外です。

※詳細は1月下旬に決定します。

Q5-11 伐採事業者等に委託せず、自ら伐採した場合は補助金の対象になるのか

(答)

対象となりません。

伐採事業者等に委託して伐採した場合に限ります。